

不動産後見アドバイザー フォローアップ研修

東京大学大学院教育学研究科
飯間敏弘

1

法定後見の申立手続き

(不動産業者が相談者にどのような助言を行るべきかという観点から)

2

代理人の活用の検討

- ・本人の判断能力の程度を把握。
→判断能力が不十分(契約締結能力が欠如)
→代理人に契約してもらう必要

- ・代理人になり得る人がいるか。(新たに委任契約等を結べない。→すでに契約が結ばれているか。)
①財産管理委任契約
②任意後見契約(移行型)
③民事信託契約



- ・法定後見の利用を検討
(※後見人を選べない等の欠点→回避策の検討・助言)

3

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

親族後見人の選任可能性

- ・親族が後見人になりにくい状況が続いている。
※成年後見人等に選任された人の内訳(2019年)
親族の選任:22%(←91%(2000年))
親族以外(専門職等)の選任:78%

親族が選任されにくいケース

- ・本人が一定額以上の金融資産を保有している場合。
- ・親族間に意見の対立がある場合。
- ・申立ての動機となった課題が重要な法律行為(不動産の処分など)を含んでいる場合。
- ・後見人等と本人との間で利益相反(遺産分割など)が生じる可能性が高い場合。

4

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

後見等開始の申立手続の流れ

- 申立ての準備 -
・本人の精神状態の診断(診断書の作成) ・必要書類の収集・準備、申立書の作成など

- 申立て -
・申立人が家庭裁判所に後見等開始の審判を申立て(*緊急の場合は保全処分の申立て)

- 審理 -
・家庭裁判所による申立書等の審査
・必要な場合、本人の精神鑑定を実施
・本人の陳述を聴取
・後見人等候補者の意見聴取

- 審判 -
・家庭裁判所が後見等開始の審判を行う
・後見人等(および後見監督人等)の選任の審判
* 申立てを認容しない場合は、申立てを却下

- 審判の告知と確定 -
・審判が後見人等や申立人などに告知(通告)
・即時抗告がなければ、告知の2週間後に審判が確定(*確定後、後見が開始される)
・審判に不服な場合は、家庭裁判所に即時抗告

- 登記 -
・家庭裁判所の嘱託により、東京法務局に審判の登記

5

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

後見等開始審判の申立権者

・申立権者 = **本人、配偶者、四親等内の親族、検察官**

+ (上記に追加)

①本人が成年被後見人、未成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合:

+ 成年後見人、成年後見監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人

②本人が任意後見契約を締結している場合:

+ 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

③本人が65歳以上または精神・知的障がい者であって、その福祉を図るために必要と認められる場合:

+ 市区町村長

6

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

後見等開始審判の申立て

・申立て先＝本人の住所地を管轄する家庭裁判所。

・申立てを取り下げるためには、家庭裁判所の許可が必要。

※後見人等候補者が後見人になれないからといって、取り下げることはできない。

7

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

申立てに必要な書類および費用

必要書類および費用	取寄先
(1)申立書類 ・後見・保佐・補助開始申立書 ・申立事情説明書 ・後見人等候補者事情説明書 ・本人の財産目録および収支状況報告書(ならびにその資料) ・その他(親族関係図、親族の同意書など)	各家庭裁判所・支部の窓口 (ウェブサイトからダウンロードできるほか、郵送で取り寄せることが可能)
(2)戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)…本人	各自治体の担当窓口
(3)住民票または戸籍の附票…本人および後見人等候補者	各自治体の担当窓口
(4)登記されていないことの証明書…本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」の欄にチェックをする。)	全国の法務局・地方法務局(本局) (郵送の場合は東京法務局のみ)
(5)診断書(成年後見用)、診断書付票(※主治医等に作成してもらう)、本人情報シート(※コピー)	各家庭裁判所・支部の窓口
(6)費用(申立書類と一緒に納める) ・収入印紙 ①申立費用：800円、②登記費用：2,600円 (保佐や補助において、代理権や同意権の付与の申立ても同時にする場合は、それぞれ800円を追加) ・郵便切手：3,000～5,000円程度(各家庭裁判所によって費用は異なる) ・鑑定費用：5～10万円程度(精神鑑定が行われる場合のみ)	郵便局等

※(2)(3)(4)は、申立て日から3ヵ月以内でマイナンバーの記載のないものが必要。

8

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

本人情報シートの取得

- ・「本人情報シート」=診断書を作成する医師に情報提供するための資料
- ※医師および家庭裁判所に提出。
- ※必須ではないが、通常は提出する。

作成者

- ・本人を支援している福祉関係者=介護支援専門員、相談支援専門員、病院や施設の相談員、社会福祉士、精神保健福祉士、地域包括支援センター、ケースワーカー、社協（権利擁護センターや成年後見センター等）の職員
- ※家族は書かない。

9

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

診断書の取得

- ・歯科以外ならどの診療科でも可能
→かかりつけ医、精神科、心療内科等

判断能力についての意見

- ・**利用不要**: 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- ・**補助**: 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- ・**保佐**: 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- ・**後見**: 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

10

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

後見人等(後見監督人等)の選任

- ・後見等開始の審判とともに、後見人等(必要な場合、後見監督人等も)の選任の審判も行われる。
- ・後見人等の選任に対しては、**即時抗告**(不服申立て)できない。

後見人等の欠格事由

- ①未成年者
- ②家裁から法定後見人などを解任されたことがある人
- ③破産者(復権していない者)
- ④本人に対して訴訟をした人(+その配偶者と直系血族)
- ⑤行方不明者

※本人と利益相反の関係にある人や営利法人も不適当

※顧客の知人として選任される可能性はある

11

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

後見人等(監督人等)の事務の費用と報酬

事務の費用

- ・後見人等および後見監督人等の事務の費用は、本人の財産の中から支出される。

事務の報酬

- ・報酬の可否や金額は、家庭裁判所が審判により決定。
* 報酬の費用は、本人の財産の中から支出される。
* 報酬額は、後見人等によって管理されている本人の金融資産額に依存。
- ・後見人等：通常、月2～3万円程度。
- ・後見監督人等：通常、後見人等の半分程度。

12

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

不動産の処分

- ・法定後見(後見、保佐、補助)の場合、本人の居住用不動産を処分するためには、家庭裁判所の許可が必要。
- ・許可がないと、その契約は無効。
- ・被居住用または任意後見の場合、許可は不要。(※報告)

・居住用不動産=「居住の用に供する建物またはその敷地」

- ① 現在、本人が生活の本拠として居住している建物とその敷地
- ② 現在居住していないが、過去に生活の本拠となっていた建物とその敷地で、将来的に生活の本拠として利用する可能性があるもの
- ③ 現在居住していないが、将来生活の本拠として利用する予定の建物とその敷地

13

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo

法定後見の終了

法定後見終了の事由

- (1) 本人が死亡する。
- (2) 後見等開始の審判が取り消される。
 - ①後見等開始の原因の消滅(本人の判断能力の回復など)
 - ②任意後見監督人選任の審判(任意後見の開始)

後見制度の利用目的が達成されたからといって、終了させることはできない。(←本人を保護する必要性)

14

Graduate School of Education / Faculty of Education, The University of Tokyo